

## 軽度者に係る福祉用具貸与（例外給付）の取扱いについて

### 1. 保険者確認の申請時期

#### ① 福祉用具の貸与を開始するとき

→原則として、貸与開始前に確認申請を行ってください。

#### ② 要支援・要介護認定を更新するとき

#### ③ 要支援・要介護認定を区分変更するとき

#### ④ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターを変更するとき

※①～④で保険者確認されていない期間は、原則保険給付の対象となりません。

※②③で継続して福祉用具を利用する場合、事前に長寿介護課にご連絡ください。

### 2. 保険者確認前の福祉用具貸与

保険者確認後の貸与開始を原則としていますが、がん末期や褥瘡の初期等早急な導入を必要とする場合は、貸与開始前に長寿介護課へご相談ください。

### 3. 実施方法

別紙1の「軽度者に対する福祉用具貸与フロー図」を参考にアセスメントしてください。

例外給付は、ケアマネジャーのアセスメントのもと、①主治医に意見を聴取し、②サービス担当者会議にて必要性の検討を行うこととなっています。

保険者確認を必要としない車いす貸与等の場合にも、①②は必ず実施してください。

### 4. 提出書類（①②③はコピーを一部、②は原本も提出）

#### ① 主治医の意見（状態像）が記載された書類

例 主治医意見書、主治医とケアマネジャーとの連絡票、医師が出席したサービス担当者会議録、ケアマネジャーの医師確認時の支援経過記録 等

#### ② サービス担当者会議の要点

#### ③ 居宅サービス計画書第1～3表（要支援者は介護予防サービス・支援計画書）

#### ④ 軽度福祉用具貸与の例外給付確認シート（別紙2）→長寿介護課へ提出

**【主治医の意見聴取についての注意】**

医師は、医学的見地から被保険者の状態像を確認し、日常生活上の助言を行うことはできますが、具体的な福祉用具の導入を決定する立場ではありません。

福祉用具貸与において医師から得る情報は、あくまでも別紙3に示された状態像であり、医師の立場から導入を同意する趣旨の情報を求めているものではありません。

「特殊寝台が必要」等と記載を求めるような依頼は、医師の職務範囲を超えているだけでなく、明確な状態像を示す根拠とはなりませんので充分にご留意ください。

5. 福祉用具貸与について、よくあるお問い合わせ

Q 1 : 畳からの起き上がりが大変になったので特殊寝台を貸与してよいか。

A 1 : 単に、高さの問題で起き上がることが大変になった場合は、自費ベッドで対応可能と考えられる。例外給付は「特殊寝台でなくてはならない場合に貸与が可能」なため、質問の状態では貸与できない。

Q 2 : 主治医意見書を記入した医師と、福祉用具貸与が必要な状態(疾患)を診察している医師が違う場合どうしたらよいか。

A 2 : 福祉用具を必要としている状態を判断できる医師の意見であれば、主治医意見書を記入した医師でなくてもかまわない。

Q 3 : 医師から情報を得られないがどうしたらよいか。

A 3 : 例外給付が特に必要であると判断されるには、医師の医学的所見が不可欠であるため、情報が不足している場合には貸与できない。文書で確認を取る方法だけでなく、受診同行し聴取することも可能なため、対応を考えていただきたい。

Q 4 : 介護保険の給付を受けずに車椅子、特殊寝台を使用している者へ車椅子付属品、特殊寝台付属品のみの貸与が可能か。

A 4 : すでに車椅子、特殊寝台を使用している場合は、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車椅子付属品、特殊寝台付属品のみの貸与は可能である。ただし軽度者の場合、特殊寝台付属品は保険者確認が必要となる。

Q 5 : 屋外用と屋内用の2台の車椅子を貸与することは可能か。

A 5 : ケアマネジャーがアセスメントを行い、本人の身体状況や家屋状況によって屋外用と屋内用を使い分ける必要があると言うことであれば可能である。ただし

単に外出で汚れるからという理由だけで、同一の福祉用具を借りることはできない。

## 6. 不適切な事例

### <アセスメントの問題>

- 自宅外で利用するための福祉用具貸与（子の家での利用、デイサービスでの利用、頻度の少ない外出のための利用等）
- 認知症がある方への電動車椅子貸与
- 認知症で自力歩行が可能な方への特殊寝台貸与

### <書類不備>

- 保険者確認が必要な品目の未確認。又は、確認前の福祉用具貸与開始
- 主治医の意見を聴取せず、サービス担当者会議実施のみで福祉用具貸与
- 主治医への確認内容が不明確（車いすをレンタルしてよろしいか？等）
- サービス担当者会議録に福祉用具の必要性を検討した記載がない。

### <その他>

- 例外給付ではないが、要介護2以上の方で必要性のアセスメントやサービス担当者会議での検討が十分にされずに特殊寝台や車椅子等を貸与している。
- 例外給付で保険者確認後、状態が改善したにもかかわらず、そのまま貸与を継続している。

⇒ 福祉用具貸与は、介護度によって決定されるものではありません。福祉用具貸与により、どのように自立した生活を送れるかを適切にアセスメントし、担当者会議で必要性が検討されたうえで、ケアプランに位置付けられて初めて貸与可能となります。軽度者の例外給付以外でも、ケアプランチェックを行う場合がありますので、ご注意ください。

また、貸与後も「異常なし。貸与継続」では、適切にモニタリングされているとは言えません。

軽度者への福祉用具例外給付 ケアプランチェックについて

島田市では、認定調査項目と利用サービスを突合し、不一致のあるケースについてケアプランチェックを行っています。軽度者への福祉用具例外給付の不一致抽出項目は下表のとおりです。

介護保険における給付内容	認定調査項目	
加算等	項目	内容
車いす 車いす付属品	1-7 歩行	1:できる、又は 2:つかまれば可
特殊寝台 特殊寝台付属品	1-3 寝返り 1-4 起き上がり	1:できる、又は 2:つかまれば可
床ずれ防止用具 体位変換器	1-3 寝返り	1:できる、又は 2:つかまれば可
認知症老人徘徊感知機器	2-2 移動	4:全介助
	3 認知機能	全て1:できる 又は1:ない
	4 精神・行動障害	全て1:ない
移動用リフト	2-1 移乗	1:自立 又は 2:見守り等
	1-8 立ち上り	1:できる 又は 2:つかまれば可
自動排泄処理装置貸与	排便	1:自立 又は 2:見守り等 3:一部介助
	移乗	1:自立 又は 2:見守り等 3:一部介助